

平成30年度公害等調整委員会年次報告 概要

特集 平成の公害紛争事件

⇒ P 2 ~ 7

公害等調整委員会に係属した平成の特色ある事件を紹介するとともに、これらの事件処理が与えた社会的な影響や公害等調整委員会が果たした役割等を紹介

○ 平成の特色ある公害紛争事件

- ・スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件
- ・小田急線騒音被害等責任裁定申請事件
- ・豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
- ・清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件
- ・神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

○ 新たな公害紛争処理の枠組みの活用

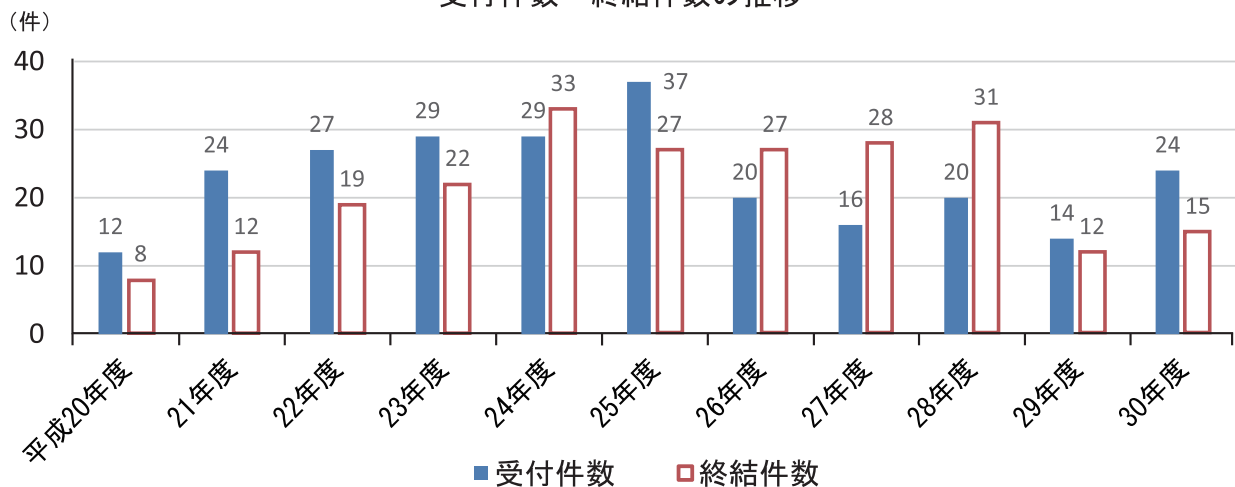
裁判所からの原因裁定囑託については、平成16年度に初めて囑託がなされ、平成30年度末までに8件を受付

公害紛争の処理状況

⇒ P 8 ~ 14

平成30年度	【係属】 47件	【受付】 24件	【終結】 15件
うち裁定事件	【係属】 43件	【受付】 22件	【終結】 13件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
受付件数・終結件数の推移



平成30年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件① 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：愛知県瀬戸市の住民1人及び養豚業を営む法人1社

【被申請人】：衛生組合1団体

(関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合)

【申請理由】：申請人らが営む養豚場の土地に被申請人によって埋められた廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたため

【裁定を求める事項】：本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金200万円の支払及びダイオキシン類による土壌汚染と被申請人の廃棄物投棄行為との間の因果関係の判断

⇒ 裁定委員会を設けて手続中

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】：東京都など6都府県の住民94人（以下、「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、精神的な被害を生じさせたため
- ② 被申請人国が、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
- ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため

【調停を求める事項】：

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
 - ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
 - ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること
- ⇒ 調停委員会を設けて手続中

近年の特徴

⇒ P 15

① 都市型・生活環境型の公害紛争の顕著化

近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ

② 裁定事件の割合が高い水準

平成30年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割

③ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い水準

平成30年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割、次いで大気汚染をめぐる事件の割合が約2割

平成30年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 20～24

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
平成30年度 【係属】 75件 【受付】 38件 【終結】 43件
- ② 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件
平成30年度 【係属】 11件 【受付】 5件 【終結】 4件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等
ブロック会議等において情報・意見交換を実施
- ④ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
平成29年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万8千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 25～27

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
平成30年度 【係属】 7件 【受付】 3件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
平成30年度 【係属】 29件 【受付】 4件 【終結】 27件

主な事件 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、添付書類の不備を理由に、申請人からの岩石採取計画認可申請等
に対し、拒否処分を実施
- 【事件の概要】 : 処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備
を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・
無効なものであるとして申請
- ⇒ 申請人が添付書類を追加して再度同一の認可申請を行い、これに対し処分庁は、
水量減少や水質汚濁を理由に不認可処分を実施
- ⇒ 裁定委員会ではもはや上記拒否処分の取消しを求める法律上の利益は認められない
として却下

※ 申請人は、再申請の不認可処分についての不服裁定を申請し、現在審理中

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する
行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

(2) 委員構成

・ 委員長1名、委員6名

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

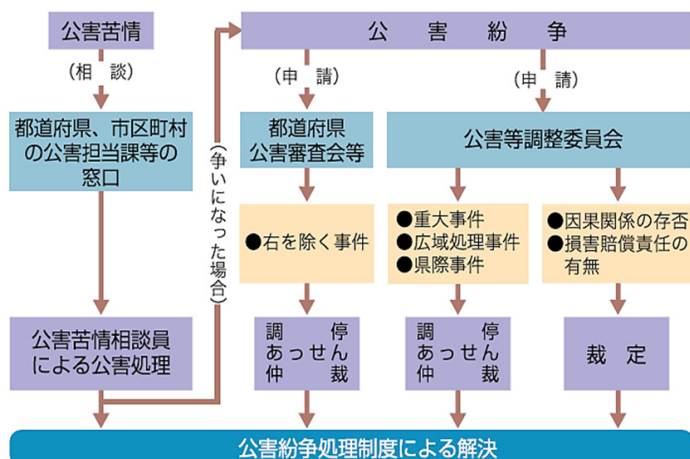
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る



ア 裁定

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

② 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告する